

第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画 計画素案に関する意見等の募集結果

番号	項目等 (ページ)	意見等の概要	市の考え方
1	計画全般について	<p>・具体性のない表現は、介護保険料を徴取する事業計画にはなじまない。前回の計画より、目標数値が多少具体的に出たのは、一步前進としても、その検証と素案の数値の裏付けが不明である。</p> <p>①具体的には、「日常生活圏域における協議体の運営」では、第2層生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域ごとに地縁組織、医療・介護関係者などが参画し、定期的な情報共有及び地域の課題や不足する資源の把握、検討を行う。</p> <p>②生活支援コーディネーターが住民主体による活動を支援し、多くの地域で活発な活動が行われている状態を目指します。</p> <p>③「施設サービスの基盤整備」では、「認知症対応型共同生活介護については要支援・要介護1人あたりの定員が全国、埼玉県及び近隣市より低い水準となっており」とあるが、それがどの程度で、継続した整備となるのか、目標とはどのくらいか、が不明である。</p> <p>④（介護予防）訪問介護リハビリテーションも、同様である。</p> <p>⑤「将来、自分の最期を「自宅」で迎えることを希望している方が5割、看取りたい場所を「自宅」と回答した方が3割」とあり、その結果「引き続き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護</p>	<p>・生活支援コーディネーターは「住民と地域との“つながり”を創る橋渡し役」です。地域包括ケアシステムでは、地域の特性に応じて、自治体や各事業所、民間企業が主体的に連携しながら高齢者の暮らしを支えることを目指しています。生活支援コーディネーターは、このシステムの中で、支援を必要とする人とサービス（各機関）をつなぐこと、ニーズに合った新たなサービスを創ること、各機関同士の連携をサポートするなど、数値化することが難しいと考えています。</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、本市における整備が進んでいません。住み慣れた地域での生活が継続できるよう、まずは整備を行うことが必要と考えています。そのため、事業者周知のための公募を実施してまいります。しかし、計画期間の中</p>

		<p>小規模多機能型居宅介護の事業所整備を目標とします。」とある。整備が目標など、ふざけた話である。方向性や考え方にしかすぎず、目標は、具体的に書くべきである。</p> <p>⑥「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、公募を行っていく予定」とあるが、予定は計画ではない。</p>	<p>で早期に整備される可能性もあるため、予定としています。</p> <p>・いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P 38</p> <p>第 4 章 施策の展開全般について</p>	<p>・老老介護の対策について、もっと充実させるべきではないのか。</p>	<p>・「介護者のつどい」、認知症カフェ、認知症ケア相談室、福祉総合相談窓口等による家族や介護者を対象としたつどいや相談室の設置による対策を行っており、次期計画についても介護者の抱える複合的な課題等に対応できるようこれらの取組を推進してまいります。</p>
3	<p>P 38</p> <p>第 4 章 施策の展開必要見込量等について</p>	<p>・各種の目標値の裏付けが示されていない。</p> <p>①例えば、地域包括ケアの推進の総合相談事業では、計画はR3、4、5と、7,300、7,800、8,300となっているが、それが実際はどうだったのかの検証、それをもとに素案ではどのように設定したのかが、まったくわからない。</p> <p>②他の数値の入っている計画もすべて同じである。例えば、「介護保険サービスに限らず、高齢者の相談に総合的に応じ、保健、医療、福祉その他の適切なサービスや制度の利用につなぎ、継続的に支援を行う。」ではわからない。</p>	<p>・総合相談事業においては、令和3年度、4年度ともに計画を上回る実績となり、令和5年度においても計画値を上回る見込みとなっております。計画策定委員会において基本施策の検証を行い、高齢化の進展により、今後も相談件数は増えていくことが考えられています。</p> <p>・いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>第 4 章 施策の展開基本施策 1 相談体制の充実</p>	<p>・地域ケア会議の開催を年々増加させていくことが地域包括支援センターの機能強化に結び付くのか、かえって</p>	<p>・地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社</p>

	<p>■主な取組 P39</p> <p>①相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化について 	<p>現場の負担感を増やすだけではないか。開催回数を増やすよりも扱った事例をもとに課題の抽出や不足している地域資源の開発に注力したほうが良いのではないか。</p>	<p>会基盤の整備とを同時に進めていくと同時に、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化することを目的としています。共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりのため、引き続き地域ケア会議を推進してまいります。</p>
5	<p>第4章 施策の展開 基本施策1 相談体制の充実</p> <p>■主な取組 P41</p> <p>②虐待防止、権利擁護に関わる連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進について 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の6割弱は成年後見制度の存在は認識しているものの6割強は金銭管理等が出来なくなった際の準備が出来ていないと回答している。成年後見制度自体の認知は進んでいる一方で利用が進まない理由の掘り下げとそれに対する対応策が必要ではないか。 	<p>令和5年9月に成年後見制度を必要とする人のために、専門知識を持つ団体や関係機関との連携、制度の広報・啓発を行う中核機関が設置されました。今後も中核機関を中心に成年後見制度の利用促進と制度の認知度向上に努めてまいります。</p>
6	<p>第4章 施策の展開 基本施策4 認知症施策の総合的な推進(桶川市認知症施策推進計画)</p> <p>■主な取組 P50・P51</p> <p>①認知症に理解ある共生社会の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を子ども(小中学生)にも受けてもらうのは必要、是非やってほしい。 <p>認知症ステップアップ講座を沢山開催することよりも修了したあとのチームオレンジの育成が大事。現状チームオレンジは何人ぐらいいてどのような活動をしているのか。今後チームオレンジのメンバーをどのぐらいの規模にしてどのような活動をしていくことを想定しているのか、チームオレンジの主管は誰か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座につきましては、引き続き着実に事業を実施してまいります。 ・認知症ステップアップ講座①回想法を学ぼう②認知症ケアパスを読み解く③おれんじカフェへの参加をもっておれんじの木のメンバー(桶川版チームオレンジ)として現在、育成中です。小学生向けの認知症サポーター養成講座やおれんじカフェの手伝い等が開始されており、少しずつ活動の幅を広げていく予定です。

7	<p>第4章 施策の展開 基本施策4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）</p> <p>■主な取組 P51</p> <p>②認知症の予防・社会参加 健康長寿いきいきポイント事業</p>	<p>・いきいきポイントは、知らないが参加したいという方が多く、また、これから高齢者人口が増えるのに、目標値が低い、もっと高くても良いのではないかと。低いということは、周知方法の改善やサービス拡充が考えられていないということなのか。</p>	<p>・事業の周知につきましては、65歳になられた方に送付する「介護保険被保険者証」、75歳になられた方に送付する「後期高齢者医療保険証」の送付時に案内チラシを同封する他、広報やホームページ等を通じて周知をしています。また、令和4年度より開始したいいきいき敬老スタンプラリー事業の実施等、新たな周知の機会を拡げています。事業の周知方法の工夫をし、多くの方が参加できるよう努めてまいります。</p>
8	<p>第4章 施策の展開 基本施策4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）</p> <p>■主な取組 P52</p> <p>③認知症の早期発見・早期対応 徘徊位置検索システムの活用 徘徊者見守りステッカーの活用</p>	<p>・高次脳機能障害などもこの事業の対象として明記して下さい。</p>	<p>・御意見の対象者についても運用上は利用が可能な場合がございますことから、具体的な明記はせず、現案どおりとさせていただきます。</p>
9	<p>第4章 施策の展開 基本施策4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）</p> <p>■主な取組 P52</p> <p>③認知症の早期発見・早期対応 若年性認知症の方への支援</p>	<p>・脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方についても「高次脳機能障害に関する専門の相談窓口の紹介や高次脳機能障害コーディネーターと連携を図り、適切な支援に繋げていく」旨のことを記してください。</p>	<p>・御意見を踏まえて素案を修正します。（色塗り部分を追加します。） 「若年性認知症の人や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害に関する専門の相談窓口の紹介や専門のコーディネーターと連携を図り、適切な支援に繋げていく。」</p>

10	<p>第4章 施策の展開 基本施策5 高齢者にやさしい地域づくりの推進</p> <p>■主な取組 P55・P56</p> <p>①多様なネットワークの充実について</p>	<p>・消費者安全確保地域協議会は高齢者安心見守りネットワーク事業とどのような連携が実施されているのか見えない。市役所へ届いた消費者被害の報告が当事者の近隣住民やケアマネジャー、連携する介護事業者、中核機関へ情報共有され必要な対応策が検討される体制になっているのか。個人情報保護法は個人情報が漏洩することで本人に不利益がないようにすることが主旨のはずなのに、逆にこの法が盾になって横の連携が出来ない状況になるのは望ましくない。</p>	<p>・いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>第4章 施策の展開 基本施策5 高齢者にやさしい地域づくりの推進</p> <p>■主な取組 P57</p> <p>⑤災害・感染症対策の推進 避難行動要支援者登録制度の利用促進について</p>	<p>・名簿に登録されている方々を具体的に誰がどの避難所へ誘導するのかが決まっているのか。</p> <p>・避難に支援が必要な方は接し方に配慮が必要な場合もあるため具体的にどのような配慮を要するのかということを障害特性も含めて支援者が予め理解しておく必要がある。</p> <p>・実際に避難が必要になった際に初対面の支援者を要支援者が信頼して共に行動することが出来るのか。日常生活において顔見知りになっておく必要性があるのではないか。</p>	<p>・いただきました御意見につきましては、関係各課とともに今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>第4章 施策の展開 基本施策8 在宅を支える介護保険サービスの充実</p> <p>■主な取組 P67・P68</p> <p>②介護予防サービスの実施 介護予防支援について</p>	<p>・介護予防サービスの実施 地域包括支援センターが作成する介護予防プラン数は年々増加している。予防プランの委託が殆ど出来ない現状で地域包括支援センターの職員は予防プランで汲々としており、本来果たすべき役割を行えていないのではないかと懸念される。今後要介護1・2の利用者が総合事業へ移行したらこの傾向は益々悪化していくことが懸念される。地域包括支援センターが予防プランで手一杯にならないようにする施策が必要ではないか。</p> <p>・介護予防・総合事業のプラン作成料に引き上げ、そもそもプランを作成する必要がないようにするための地域資源（訪問B・D、通所B）の拡充。</p>	<p>・地域包括支援センターが行う介護予防プラン作成業務による業務負担については、令和6年度介護報酬改定にて、国が居宅介護支援事業所における介護予防プラン作成による基本報酬の新たな評価区分を設ける方針を示しています。地域包括支援センターが算定する既存の単位数より高く設定されることが予定されており、地域包括支援センターの業務負担軽減につながるものと考えていま</p>

		<p>訪問B・D、通所Bはどの程度利用者がいて、実施主体はどれくらいあるのか。あまり実働がないという話を聞いたことがあるが、実際はどうか。</p> <p>・企画者・運営者として住民主体の活動へ参加してもいいと考えている高齢者が3割以上もいるのであれば、そうした人材をすくい上げ育成し実際の活動に結び付けるための取り組みをしていくべきで、逆にそれをしないと地域包括支援センターの機能も介護予防・総合事業の予算も破綻するのではないか。</p>	<p>す。</p> <p>・地域資源（訪問B・D、通所B）については、若干名の利用がある状況です。引き続き登録団体の拡充に努めてまいります。</p> <p>・住民主体の活動への参加について、いただきました御意見につきまして、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本施策8 在宅を支える介護保険サービスの充実</p> <p>■主な取組</p> <p>P70・P71</p> <p>⑤介護保険サービスの質の向上</p> <p>介護人材の確保について</p>	<p>・介護人材の確保について、介護従事者への家賃補助など桶川市独自の就職の動機付けができないのか。</p>	<p>・埼玉県において介護事業所が外国人（技能実習生、留学生、特定技能1号）を受け入れ、日本語能力の習得に係る費用及び住居費を負担した場合に経費の一部を補助する等、各種の介護人材確保、介護人材定着事業を実施しています。このような事業を周知し、活用の推進を図ってまいります。</p>
14	<p>第5章 介護保険料の見込みについて</p> <p>P76～P84</p>	<p>・介護保険料の算定について、意見が出せない状態では、意見を述べる余地もないし、意味がない。</p> <p>①毎回、出しているが、考え方のみが書かれ、前提としてのデータが示されず、第8次介護保険事業計画の実態、サービス料、目標値とどのような乖離があったのかなど、データがない。これでは素案と比較もできない。非常に不親切かつずさんな計画である。これで意見を出すという事は、行政の策定した計画を是認するためのものであり、パブコメとしての体をなさない。</p> <p>②介護保険料の算定が不明な状態での意見だが、物価高</p>	<p>・第9期の介護保険料の見込については、制度改正の詳細が国から示されていないことから「算定中」としてあります。今後、保険料の見込みについては、策定委員会の中で御意見をいただき、決定していく予定です。</p> <p>①いただいた御意見については、素案のP12.P13.P14に記載しております。</p>

		<p>騰と生活が困難な市民が増え、とりわけ高齢者の生活は苦しい。市の財源を活用するなど、保険料の値上げをしない方策をとることを方針とし、明記を求める。</p>	<p>②介護保険料については、高齢化の進展による介護サービス量の増加に伴い、総給付費の増加が避けられない中、保険料を引き上げざるを得ない状況です。しかし、生活が困難な市民のために保険料段階を、負担能力に応じた段階の設定をしています。また、公費（国 1/2・県 1/4・市・1/4）を投入した低所得者への保険料軽減を実施しており、第 9 期においても引き続き実施を予定しています。</p>
15	<p>第 5 章 介護保険料の見込み P87 10. 介護給付の適正化について</p>	<p>・「介護給付の適正化」では、国保連の給付実績や帳票、介護認定データを活用し「不適正な給付や事業者を発見して」とあるが、不正の発見にデータを使うだけでなく、サービスの見通しや傾向など細かく分析する作業が必要である。当市の特徴について、アンケートだけではわからない傾向も今後の計画に生かす取り組みが必要である。</p>	<p>・介護給付適正化については、今後も重要な課題と考えています。いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>